

「希望出生率1.8」の実現に向けて

2021年4月26日
坂本臨時議員提出資料

コロナ禍における婚姻件数・妊娠届出数・出生数の状況

- 1 新型コロナウイルス感染症が流行する中で、婚姻件数、妊娠届出数は減少傾向。
- 1 出生数についても、2020年12月頃から新型コロナウイルス感染症の影響が出始めている可能性。

< 婚姻件数 >

2020年1月から12月までの**婚姻件数**の累計（速報値）は、53万7,583組（対前年比 12.7%）

< 妊娠届出数 >

2020年1月から10月までの**妊娠届出数**の累計は、72万7,219件（対前年比 5.1%）

2020年5月は対前年同月比 17.6%、6月は同 5.7%、7月は同 10.9%

< 出生数 >

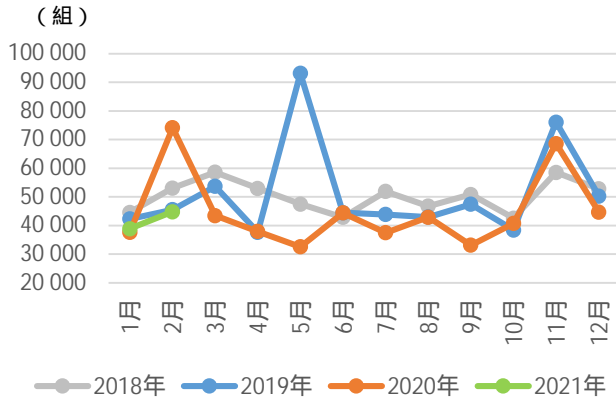
2020年1月から12月までの**出生数**の累計（速報値）は、87万2,683人（対前年比 2.9%）

2020年12月は対前年同月比 7.3%、2021年1月は同 14.6%、2月は同 10.3%

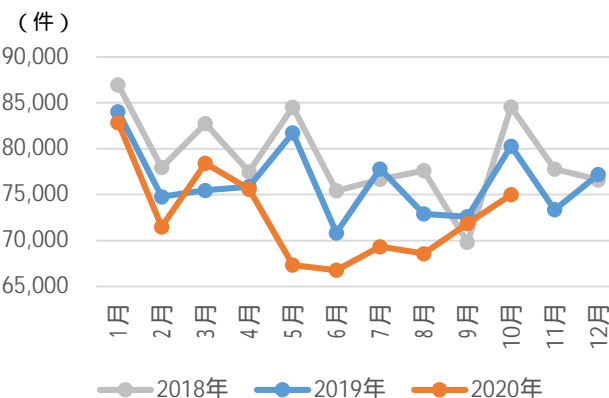
速報の数値は、日本における日本人、日本における外国人、外国における日本人及び前年以前に発生した事象を含むものである。

- 1 少子化の進行が深刻さを増す中、新型コロナウイルス感染症の影響が、結婚行動や妊娠活動に少なからず影響を及ぼした可能性。今後の推移を注視する必要。

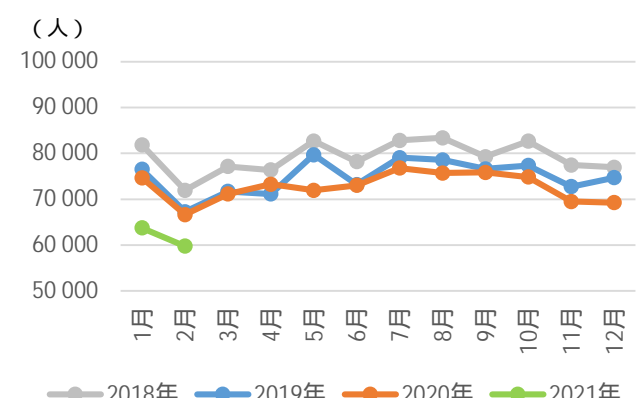
< 婚姻件数 >



< 妊娠届出数 >



< 出生数 >



新型コロナウイルス感染症が結婚・子育て世代に与える影響を注視し、不安に寄り添いながら、平常時・非常時を問わず、安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境整備に取り組む。

少子化社会対策大綱のポイント

- u 新たな「少子化社会対策大綱」を、令和2年5月29日に閣議決定。
- u 基本的な目標として「希望出生率1.8」の実現を掲げ、目標実現のための具体的な道筋を示す狙い。

背景

- l 2019年の出生数は86万5,239人と過去最少（「86万ショック」）
- l 少子化の進行は、人口の減少と高齢化を通じて社会経済に多大な影響を及ぼす、国民共通の困難
- l 少子化の背景にある、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組む必要

主な施策

- l 「希望出生率1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を大胆に進める

【結婚しない理由】男女とも「適当な相手にめぐり会わない」が最多
【理想の子供数を持たない理由(理想1人)】欲しいけれどもできないから(74.0%) 高齢で生むのはいやだから(39.0%)
【夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合】家事・育児時間なし:10.0% 6時間以上:87.1%
【理想の子供数を持たない理由(理想3人)】子育てや教育にお金がかかりすぎるから(69.8%)

結婚支援

地方公共団体が行う総合的な結婚支援の一層の取組を支援

結婚に伴う新生活のスタートアップに係る経済的負担を軽減

妊娠・出産への支援

<不妊治療>
不妊治療の費用助成を行うとともに、適応症と効果が明らかな治療には広く医療保険の適用を検討し、支援を拡充

<切れ目のない支援>
産後ケア事業の充実等

仕事と子育ての両立

<男性の家事・育児参画促進>
男性の育休取得30%目標に向けた総合的な取組の推進

<育児休業給付>
上記取組の推進状況を踏まえ、中長期的な観点から、その充実を含め、効果的な制度の在り方を総合的に検討

<待機児童解消>
保育の受け皿確保

地域・社会による子育て支援

保護者の就業の有無等にかかわらず多様なニーズに応じて、全ての子育て家庭が、それぞれが必要とする支援にアクセスでき、安全かつ安心して子供を育てられる環境を整備

経済的支援

<児童手当>
財源確保の具体的な方策と併せて、子供の数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方を検討

<高等教育の修学支援>
多子世帯に更に配慮した制度の充実を検討

<幼児教育・保育の無償化>
2019年10月からの無償化を着実に実施

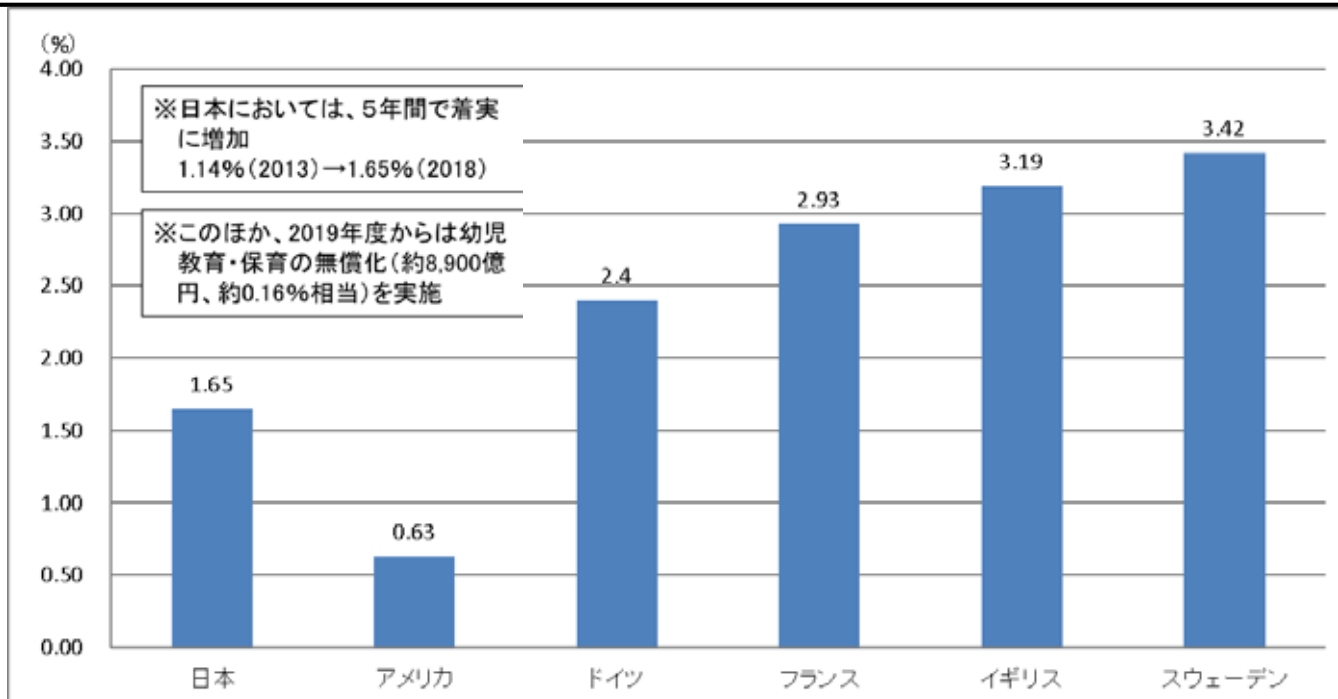
- l 更に強力に少子化対策を推し進めるために必要な安定財源の確保について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進める

新型コロナウイルス

- l 新型コロナウイルスの流行は、安心して子供を生き育てられる環境整備の重要性を改めて浮き彫りにした
- l 非常時の対応にも留意しながら、事態の収束後に見込まれる社会経済や国民生活の変容も見通しつつ、総合的な少子化対策を進める

各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較

- 我が国の家族関係社会支出の対GDP比は、保育の受け皿拡大などにより、着実に増加してきたが、2018年度は1.65%となっている。
- 国によって、国民負担率などが異なることから、単純に比較することは適当ではないものの、出生率の回復を実現した欧州諸国と比べて低水準。
- 少子化の進展が国民共通の困難であることに鑑み、更に強力に少子化対策を推し進めるために必要な安定財源の確保について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進めていくことが必要。



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」(2018年度)

注: 1. 家族関係社会支出...家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付(サービス)を計上。

計上されている給付のうち、主なものは以下のとおり(国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」巻末参考資料より抜粋)。

- 児童手当: 現金給付、地域子ども子育て支援事業費
- 社会福祉: 特別児童扶養手当給付費、児童扶養手当給付費、保育対策費等
- 協会健保、組合健保: 出産手当金、出産手当附加金
- 各種共済組合: 出産手当金、育児休業手当金等
- 雇用保険: 育児休業給付、介護休業給付等
- 生活保護: 出産扶助、教育扶助
- 就学援助、就学前教育: 初等中等教育等振興費、私立学校振興費等

2. 日本は2018年度、アメリカ、ドイツ、イギリス、スウェーデンは2017年度、フランスは2015年度

3. 諸外国の社会支出は、2020年6月29日時点の暫定値

(参考1) 日本について、2019年10月に幼児教育・保育の無償化を実施したことに伴い、平年度で約8,900億円(公費ベース)の増額となる(対名目GDP比+約0.16%相当)。

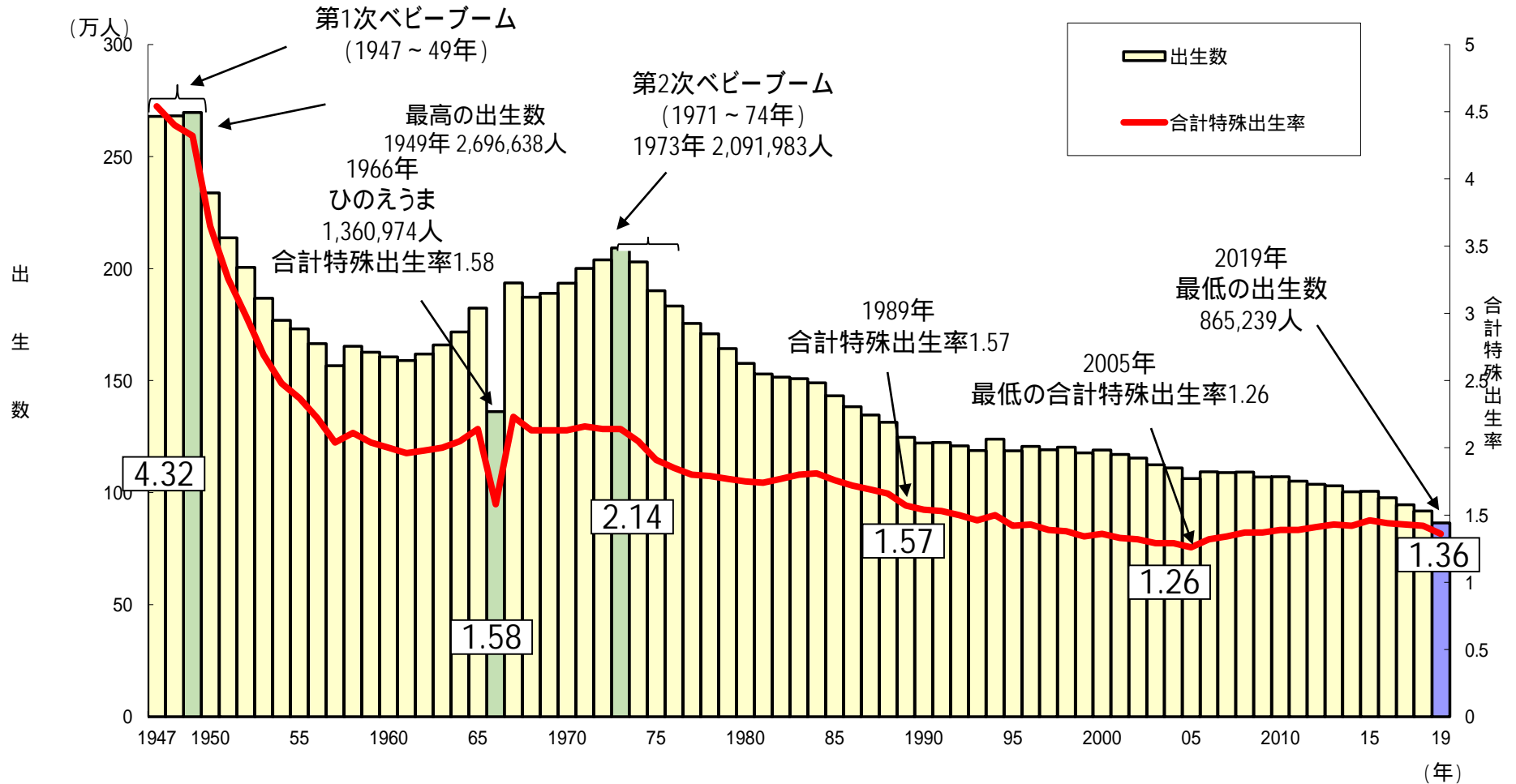
(参考2) 各国の国民負担率の対国民所得比は、日本(2018年度)44.3%、アメリカ(2017年)34.5%、ドイツ(2017年)54.1%、フランス(2015年)67.1%、イギリス(2017年)47.7%、スウェーデン(2017年)58.9%。

(出典: 財務省「国民負担率の国際比較」)

參考資料

出生数、合計特殊出生率の推移

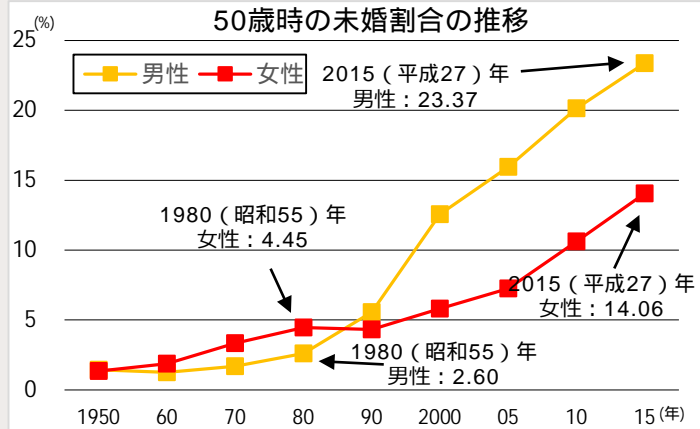
- 2019年の出生数は86万5,239人(確定数)で、前年比53,161人減少。
- 合計特殊出生率(2019年)は1.36で前年比0.06ポイント低下。



資料:厚生労働省「人口動態統計」

少子化の要因

年間の出生数:865,239人(2019年・確定数)、合計特殊出生率:1.36(2019年)。
出生率低下の主要因は、未婚化・晩婚化と有配偶出生率の低下。特に未婚化・晩婚化の影響が大きい。
希望の実現を阻む隘路を打破することが必要。



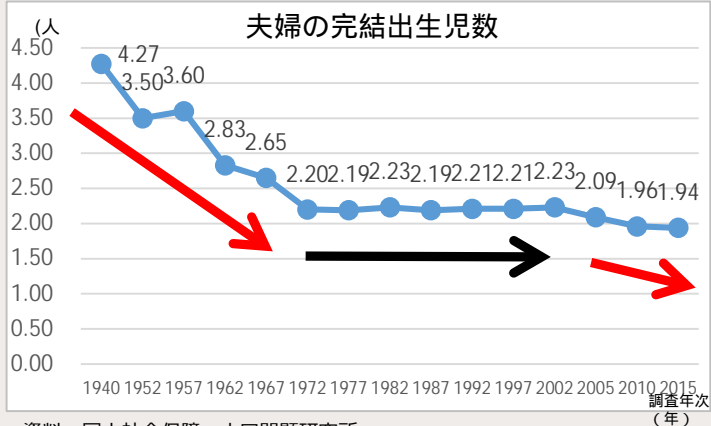
資料: 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2017」。
注: 45~49歳と50~54歳未婚率の平均値。

若い世代の約9割が結婚に対する希望を持っているが、

- ・ 適当な相手にめぐり会わない...男性:45.3%, 女性:51.2%
- ・ 自由さや気楽さを失いたくない...男性:28.5%, 女性:31.2%
- ・ まだ必要性を感じない...男性:29.5%, 女性:23.2%
- ・ 資金が足りない...男性:29.1%, 女性:17.8%

などの理由で、結婚の希望がかなえられていない。

出典: 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(独身者調査)」
注: 対象は25~34歳の未婚者。未婚者のうち何%の人が各項目を独身にとどまっている理由(3つまで選択可)としてあげているかを示す。



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2015年)
注: 対象は結婚持続期間15~19年の初婚どうしの夫婦(出生子供数不詳を除く)。各調査の年は調査を実施した年である。

未婚者・既婚者ともに平均して2人程度の子供を持ちたいという希望を持っているが、

- ・ 子育てや教育にお金がかかりすぎるから...56.3%
- ・ 高年齢で生むのは嫌だから...39.8%
- ・ 欲しいけれどもできないから...23.5%
- ・ これ以上、育児の負担に耐えられないから...17.6%
- ・ 健康上の理由から...16.4%
- ・ 自分の仕事(勤めや家業)に差し支えるから...15.2%

などの理由で、子供の数に関する希望がかなえられていない。

出典: 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」
注: 対象は予定子ども数が理想子ども数を下回る初婚どうしの夫婦。
予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦の割合は30.3%。

少子化社会対策大綱の推進について<令和3年度における主な取組>

() 令和2年度第3次補正予算、令和3年度予算、令和3年度税制改正要望結果等を基に作成。()内は令和2年度当初予算額。
() は「全世代型社会保障改革の方針」(令和2年12月15日閣議決定)に盛り込まれた事項。

結婚支援

地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援

【地域少子化対策重点推進交付金 3次補正+当初で20億円】

【自治体間連携を伴う広域的な結婚支援に対する重点的支援】

- ・AIを始めとするマッチングシステムの高度化や相談員による支援を組み合わせた結婚支援の取組等に対し、補助率を嵩上げ(1/2 2/3)

【結婚新生活支援事業の充実】

- ・年齢・年収要件の緩和(34歳以下 39歳以下、世帯年収480万円相当 540万円相当)
- ・都道府県が主導して管内市区町村における本事業の面的拡大を図る優れた取組については、上記の緩和に加え、補助上限額を引き上げる(30万円 29歳以下60万円)とともに、補助率を嵩上げ(1/2 2/3)

妊娠・出産への支援

不妊治療等への支援

【不妊治療への経済的支援】 保険適用については令和4年度当初からの実施に向け作業を進める

- ・現行の助成制度の拡充【3次補正370億円(151億円)】
- 【不妊治療を受けやすい職場環境整備】
 - ・社会的機運の醸成(企業・職場や社会の理解促進)
 - ・不妊治療と仕事の両立のための職場環境の整備(事業主の取組促進)【当初0.3億円(0.2億円)】
 - ・中小企業向け助成金による中小企業の取組支援【当初4.7億円(新規)】
 - ・企業が策定する行動計画の指針を改正(令和3年4月1日から適用) 等
- 【不妊症・不育症への相談支援等】

・不妊専門相談センターにおける相談支援体制の強化【当初6.3億円(1億円)】等

【不育症への経済的支援】・不育症検査への助成金の創設【当初12億円(新規)】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

【子育て世代包括支援センターの強化】

- ・困難事例への対応等支援に要する人員の追加配置
【子ども・子育て支援交付金 当初1,673億円の内数(1,453億円の内数)】
- 【産後ケア事業の全国展開】【当初42億円(27億円)】

仕事と子育ての両立支援

待機児童の解消

「新子育て安心プラン」の実施

- ・令和3～6年度の4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備
【運営費：当初529億円】 公費+事業主拠出金の追加所要額
- ・企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充(1日2,200円 4,400円)【当初7.8億円(3.8億円)】
- ・育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業に対する50万円の助成事業を創設【当初2億円(新規)】等

男性の育児休業の取得促進

- ・出生直後の休業の取得を促進する新たな枠組みの導入、妊娠・出産の申出をした個別の労働者に対する休業制度の周知の措置等を関係審議会でとりまとめ、令和3年の通常国会に必要な法案を提出。

地域・社会による子育て支援

多機能型地域子育て支援の新たな展開

【利用者支援事業】

【子ども・子育て支援交付金 当初1,673億円の内数(1,453億円の内数)】

- ・地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくり等の支援を実施
- 【ファミリー・サポート・センター事業】【同上】
 - ・安心して子どもの預かり等を実施するため、地域子育て支援拠点等との連携を強化
- 【地域子育て支援拠点事業】【同上】
 - ・両親共に参加しやすくなるよう、休日の育児参加促進に関する講習会実施を支援 等

経済的支援

税制

- ・結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長等
【適用期限：令和5年3月末まで】
- ・国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等(＊)の非課税措置
＊地方自治体等が行う子育て支援に係るベビーシッターの利用料等の助成
- ・産後ケア事業に要する費用に係る税制措置の創設(消費税、地方消費税)

新型コロナウイルス感染症への対応 ・ 不安を抱え困難な状況にある妊産婦への相談支援等の実施【3次補正 46億円】
・ 保育所等及び地域子ども・子育て支援事業における感染拡大防止対策に係る支援【3次補正(内閣府)65.2億円(厚生労働省)117億円】

検討事項とされた項目を含め、大綱に基づく施策の進捗状況等について、PDCAサイクルを通じたフォローアップを実施。

新型コロナウイルス感染症を踏まえた少子化対策の主な取組

- 1 新型コロナウイルス感染症が流行する中で、婚姻件数、妊娠届出数は減少傾向。
2020年の婚姻件数(速報値)は53万7,583件(対前年比12.7%減)。 2020年1月-10月の累計妊娠届出数は72万7,219件(対前年比5.1%減)。
2020年の出生数(速報値)は87万2,683人(対前年比2.9%減)。
- 1 新型コロナウイルス感染症が結婚・子育て世代に与える影響を注視し、不安に寄り添いながら、安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境整備に取り組む。

結婚

地域少子化対策重点推進交付金【3次補正+当初で20億円】

- 結婚新生活支援事業について、コロナ禍における経済的打撃や将来不安が結婚に及ぼす影響等を考慮し、年齢・年収要件の緩和(34歳以下 39歳以下、世帯年収480万円相当 540万円相当)などの充実を実施。
- AIを始めとするマッチングシステムの高度化等を重点的に支援(補助率を1/2 2/3に嵩上げ)するとともに、オンラインによる結婚支援・子育て相談など、コロナ禍での新たな取組を推進。

新規学卒者等への就職支援【3次補正0.9億円、当初102億円(87億円)】

- 就職活動が十分に行えなかったり不安を抱える学生等を対象に、就職支援ナビゲーターによる個別支援等を実施。

子育て

保育所等、幼稚園、地域子ども・子育て支援事業における感染拡大防止対策に係る支援

【3次補正(内閣府)65.2億円の内数(文部科学省)24億円(厚生労働省)117億円】

- 職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費等を補助。

高校生等奨学給付金による支援【当初159億円(136億円)】

- 令和2年度より家計急変世帯についても授業料以外の教育費に係る支援を実施。

高等教育の修学支援新制度【当初4,804億円(4,882億円)】

- 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変の場合、随時申込が可能。

妊娠・出産

()令和2年度第3次補正予算、令和3年度予算を基に作成。()内は令和2年度当初予算額。

妊産婦・乳幼児への総合的な支援【3次補正46億円】

- 不安を抱え困難な状況にある妊産婦に対する電話やオンラインによる相談支援・保健指導等の実施、里帰り出産が困難な妊産婦に対する育児等支援サービスの提供、健康診査を受診しづらい状況にある幼児への支援等を実施。

母性健康管理措置による有給休暇制度導入等への取組支援【当初9.3億円】

- 妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の労働者に関して、有給休暇制度を導入し、休暇を取得させた事業主に対して助成を実施。

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業【当初7.8億円(3.8億円)】

- 多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう、利用補助を拡充。

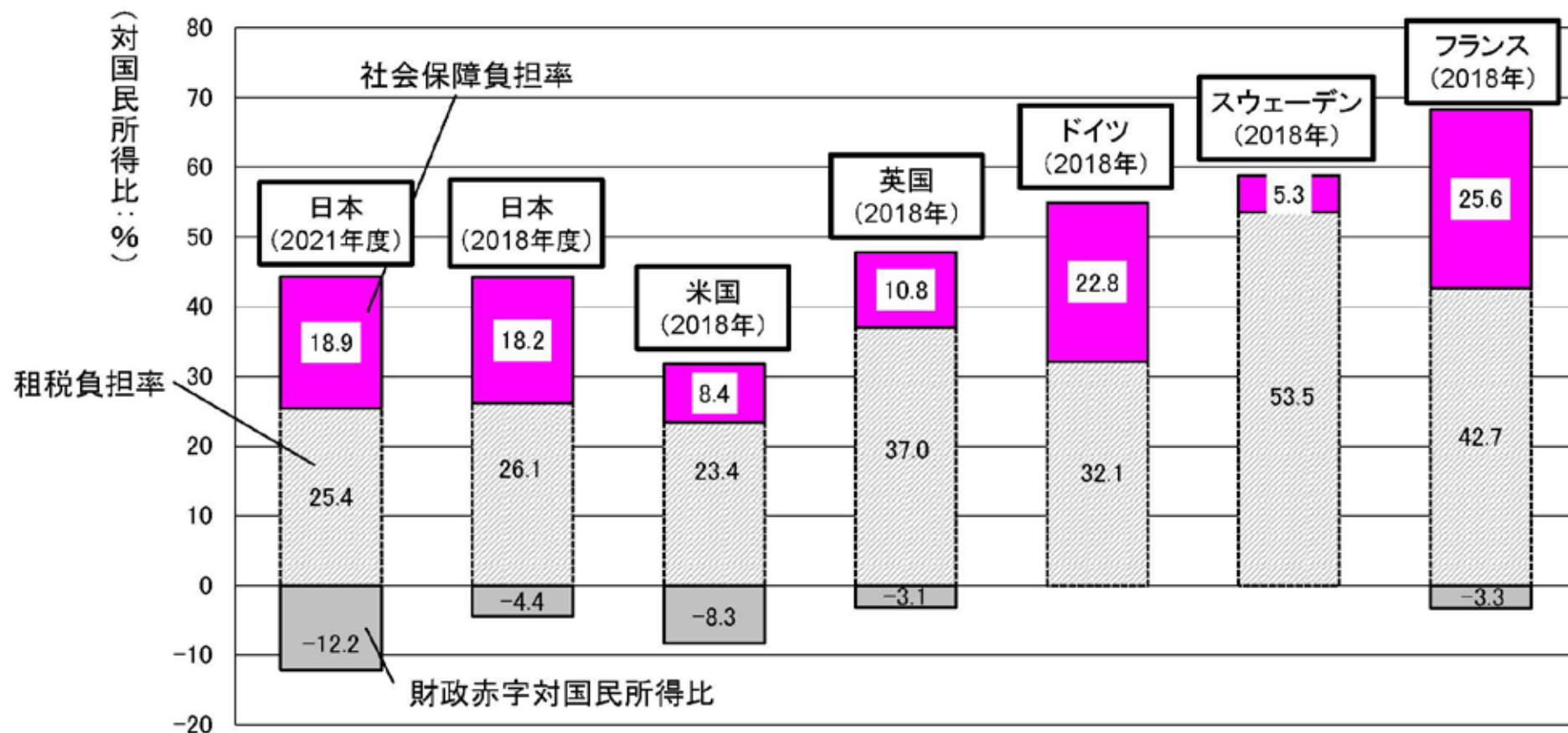
非正規雇用労働者・子育て中の女性等の円滑な就労に向けた支援【3次補正2.1億円の内数、当初831.4億円の内数(1241.1億円の内数)】

- ハローワークにおける相談支援体制の強化や、子育て中の女性等に対するマザーズハローワーク等でのマッチング支援、積極的な求人開拓の実施、トライアル雇用助成金の拡充、キャリアアップ助成金の活用による正社員化促進などにより、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた求職者のニーズに応じた就職支援を実施。

上記の他、一時的な資金が必要な方への緊急小口資金等の特例貸付、住居を失うおそれのある方への住居確保給付金の支給など、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が厳しい方への支援を実施。
引き続き、少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応にも留意しながら、ポストコロナの社会経済、国民生活、人々の意識・行動の変容を見据えつつ、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた総合的な少子化対策を大胆に進める。

国民負担率の国際比較

【国民負担率＝租税負担率＋社会保障負担率】 【潜在的な国民負担率＝国民負担率＋財政赤字対国民所得比】



国民負担率	44.3 (31.2)	44.3 (32.0)	31.8 (25.0)	47.8 (34.4)	54.9 (41.1)	58.8 (37.7)	68.3 (48.0)
潜在的な国民負担率	56.5 (39.7)	48.7 (35.2)	40.1 (31.5)	51.0 (36.6)	54.9 (41.1)	58.8 (37.7)	71.5 (50.3)

(注1) 日本の2021年度(令和3年度)は見直し、2018年度(平成30年度)は実績。諸外国は2018年実績。

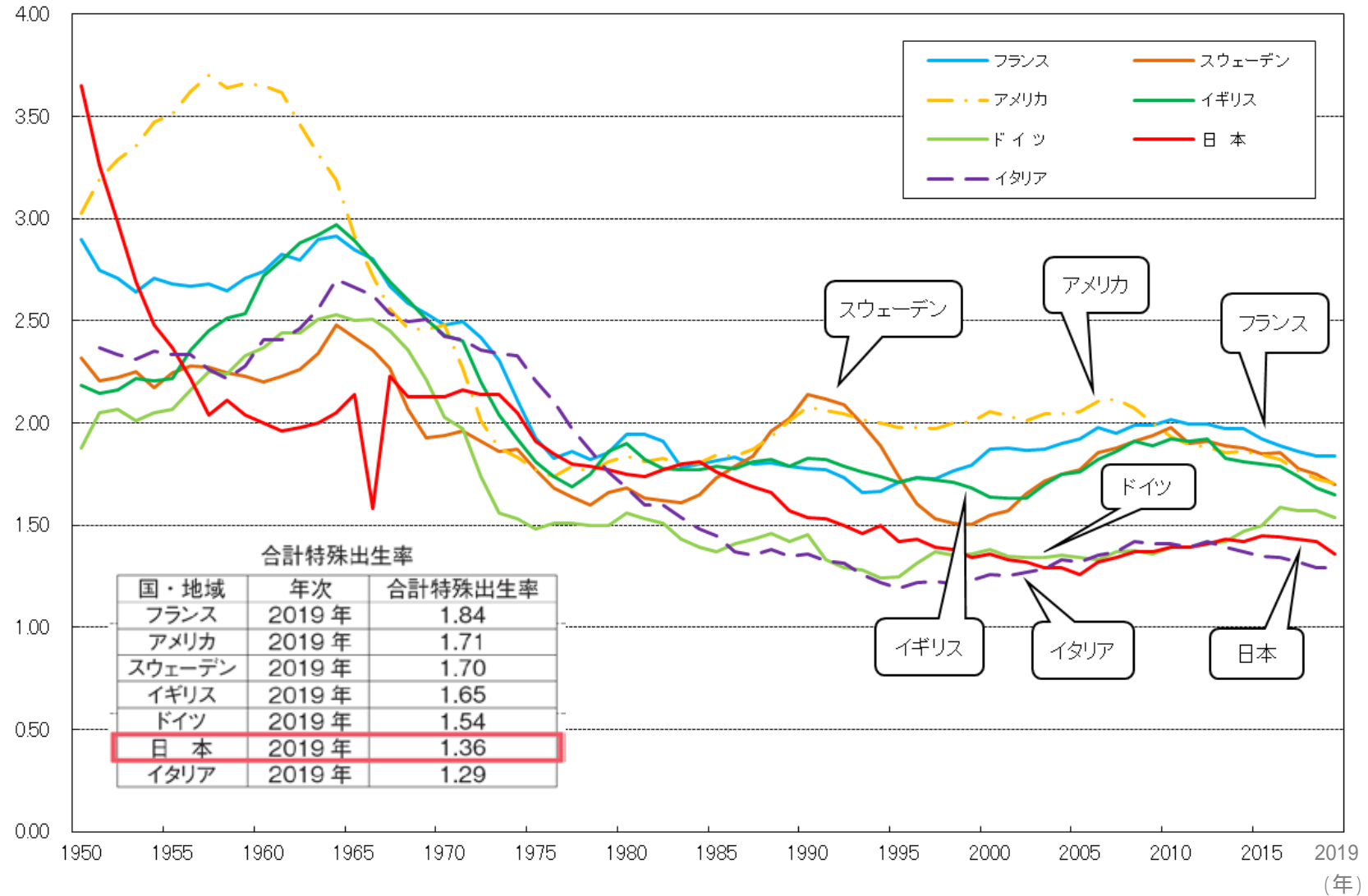
(注2) 財政収支は、一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

ただし、日本については、社会保障基金を含まず、米国については、社会保障年金信託基金を含まない。

(出典) 日本: 内閣府「国民経済計算」等 諸外国: OECD "National Accounts", "Revenue Statistics", "Economic Outlook 108" (2020年12月1日)

(対国民所得比: % (括弧内は対GDP比))

諸外国の合計特殊出生率の動き（欧米）



資料：諸外国の数値は1959年までUnited Nations “Demographic Yearbook”等、1960～2018年はOECD Family Database、2019年は各国統計、日本の数値は厚生労働省「人口動態統計」を基に作成。

注：2019年のフランス、アメリカ、イタリアの数値は暫定値となっている。

2020年は、フランス 1.83（暫定値）となっている。